

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十一号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年三重県条例第22号)による改正後

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第三条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生及び防災対策について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備)

第四条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める軽費老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の

社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 談話室、娯楽室又は集会室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 面談室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 宿直室

十一 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

3 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第五条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がないものに限る。）にあつては第四号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第六号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。

- 一 施設長（軽費老人ホームの長をいう。以下同じ。）
- 二 生活相談員
- 三 介護職員
- 四 栄養士
- 五 事務員
- 六 調理員その他の職員

2 前項の規定にかかわらず、入所定員が六十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいて、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、前項第五号に掲げる職員を置かないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該軽費老人ホームを設置しようとする者により設置される当該軽費老人ホーム以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であつて当該軽費老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、第一項第六号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者
- 二 診療所 その他の従業者

4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、軽

費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員の資格要件)

第六条 施設長は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは法第二条第一項に規定する社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第七条 軽費老人ホームの設置者は、入所定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程(第十条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

第八条 軽費老人ホームの設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第九条 軽費老人ホームの設置者は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に提供するサービスの状況に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該入所者に提供するサービスが完結した日から二年間保存しなければならない。

(入所申込者等に対する説明等)

第十条 軽費老人ホームの設置者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所申込者又は当該入所申込者の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。

3 軽費老人ホームの設置者は、第一項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

(対象者)

第十一条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする

- 。一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な者
- 二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第十二条 軽費老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、当該入所者及び当該入所者の家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第二十六項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

。

(利用料の受領)

第十三条 軽費老人ホームの設置者は、入所者から利用料として、規則で定める費用の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は当該入所者の家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

第十四条 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対し、安心して生き生きと明るく生活できるよう、入所者の心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は当該入所者の家族に対し、当該サービスの提供を行う上で必要な事項について説明しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲

げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十二条の二において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（健康の保持）

第十五条 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対し、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の健康の保持に努めなければならない。

（施設長の責務）

第十六条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該軽費老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第二十二條の二までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第十七条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活相談員の責務に関し必要な基準は、規則で定める。

（業務継続計画の策定等）

第十七条の二 軽費老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第十八条 軽費老人ホームには、入所定員及び規則で定める居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第十九条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第二十条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十一条 軽費老人ホームの設置者は、提供したサービスに関する入所者又は当該入所者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

4 軽費老人ホームの設置者は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告するものとする。

5 軽費老人ホームの設置者は、法第八十三条の運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十二条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十二條の二 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する基準)

第二十三条 第二条から前条までに定めるもののほか、軽費老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

(電磁的記録等)

第二十四條 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
（軽費老人ホームA型の特例）
- 2 この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型として知事から指定されているものについては、第二条から第二十三条までの規定にかかわらず、次項から附則第十八項までに定めるところによる。
- 3 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 4 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 7 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。
- 8 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。
 - 一 居室
 - 二 談話室、娯楽室又は集会室
 - 三 静養室
 - 四 食堂
 - 五 浴室
 - 六 洗面所
 - 七 便所
 - 八 医務室
 - 九 調理室
 - 十 職員室

- 十一 面談室
- 十二 洗濯室又は洗濯場
- 十三 宿直室
- 十四 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

9 前項及び附則第十七項において準用する第四条（第二項及び第四項を除く。）に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

10 軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がないものに限る。）にあつては第五号から第八号までに掲げる職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第八号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 生活相談員
- 三 介護職員
- 四 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）
- 五 栄養士
- 六 事務員
- 七 医師
- 八 調理員その他の職員

11 前項並びに附則第十七項において準用する第五条第四項及び第五項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

12 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者から利用料として、規則で定める費用の支払を受けることができる。

13 軽費老人ホームA型の設置者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は当該入所者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

14 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者について、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

15 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

16 前項に定めるもののほか、軽費老人ホームA型の生活相談員の責務に関し必要な基準は、規則で定める。

17 第三条、第四条（第二項及び第四項を除く。）、第五条第四項及び第五項、第六条から第十二条まで、第十四条、第十六条並びに第十七条の二から第二十二條の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十六条中「第七条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「附則第十二項から附則第十六項まで並びに附則第十七項において準用する第七条から第十二条まで、第十四条及び第十七條の二から第二十二條の二まで」と読み替えるものとする。

18 附則第二項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームA型の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

（軽費老人ホームB型の特例）

19 この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第二

条第二号に規定する軽費老人ホームB型として知事から指定されているものについては、第二条から第二十三条までの規定にかかわらず、次項から附則第三十四項までに定めるところによる。

- 20 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。
- 21 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 22 軽費老人ホームB型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 23 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 24 軽費老人ホームB型は、五十人以上（他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、二十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。
- 25 軽費老人ホームB型には、次に掲げる設備を設けなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。
- 一 居室
 - 二 談話室、娯楽室又は集会室
 - 三 浴室
 - 四 便所
 - 五 面談室
 - 六 洗濯室又は洗濯場
 - 七 管理人居室
 - 八 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
- 26 前項及び附則第三十三項において準用する第四条（第二項及び第四項を除く。）に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 27 軽費老人ホームB型には、次に掲げる職員を置かななければならない。
- 一 施設長
 - 二 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員
 - 三 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員
- 28 前項並びに附則第三十三項において準用する第五条第四項及び第五項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。
- 29 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者から利用料として、規則で定める費用の支払を受けることができる。
- 30 軽費老人ホームB型の設置者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は当該入所者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

31 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。

32 軽費老人ホームB型の設置者は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。

33 第三条、第四条（第二項及び第四項を除く。）、第五条第四項及び第五項、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで並びに第十七条の二から第二十二條の二までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第十六条中「第七条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「附則第二十九項から附則第三十二項まで並びに附則第三十三項において準用する第七条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十七條の二から第二十二條の二まで」と読み替えるものとする。

34 附則第十九項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームB型の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第三十七号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第四十八号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十二号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二條において準用する場合を含む。）、第十九條の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七條、第三十二條及び第三十六條において準用する場合を含む。）及び第二十二條第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六條において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四條の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六條の三、第三十一条、第四十四條、第四十九條、第六十四條、第七十五條、第八十五條、第一百條、第一百三條、第二百一十一條、第三百三十三條、第五百十條（新指定居宅サービス等基準条例第五百十九條において準用する場合を含む。）、第六十條の三、第六十六條、第七十九條（新指定居宅サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。）、第二百二條、第二百十三條、第二百二十六條、第二百二十九條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四條の二

（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二条第四項及び第二十五条の二、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の八（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第百十四条、第百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条において準用する場合を含む。）、第百四十二条の三、第百四十八条、第百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。）、第百八十六条、第百九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第百条、第百三条、第百二十一条、第百三十三条、第百五十条（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十条の三、第百六十六条、第百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百十三条、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第百十四条、第百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条において準用する場合を含む。）、第百四十二条の三、第百四十八条、第百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。）、第百八十六条、第百九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において

準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第十七条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。)、第九十八条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第百三条、第百二十一条、第百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百六十条の三、第百六十六条、第二百二条及び第二百十三條において準用する場合を含む。)、第百三十一条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第百七十九条(新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)及び第二百二十四条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第二百二十九条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)、第百十二条第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第百六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第百三十条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条、第百四十二条の三、第百四十八条、第百八十六条及び第百九十七条において準用する場合を含む。)及び第二百八条第六項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。